

協会のごあんない

社会保険協会の事業

社会保険制度の普及と発展・健康で明るい職場づくり・
被保険者、ご家族の皆様の健康増進と福利の向上に努めています。

当協会は、健康保険・厚生年金保険に加入されている県内の各事業所の事業主様を会員として、被保険者と、その家族の健康の増進及び福利の向上を図るとともに、社会保険制度の普及発展に寄与することを目的に次の事業を行っています。

今年度におきましても、より充実した事業活動を進めてまいりますので、より一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

主 な 事 業 活 動

- 広報事業
- 健康啓発等事業
- 制度振興事業
- 福利厚生事業

会 費

事業を行うための費用は、事業主の皆様からご協力いただいた会費によってまかなわれています。協会への加入は、任意ですが、本会事業の趣旨にご賛同いただき、ご入会・会費の納入をよろしくお願いいたします。会費(年額)は右のとおりです。

※会費は、消費税の課税対象外です。

※期間は4月1日～翌年3月31日です。

〈会費(年額)一覧〉

事業所の被保険者数	年額
10人未満	3,200円
1～ 9 名	3,200円
10～ 19 名	3,700円
20～ 49 名	5,900円
50～ 99 名	8,600円
100～ 199 名	12,200円
200～ 299 名	14,200円
300～ 499 名	17,000円
500～ 999 名	19,800円
1,000～ 1,499 名	22,600円
1,500～ 1,999 名	28,000円
2,000名 以上	33,500円

一般財団法人 京都府社会保険協会

〒604-8216 京都市中京区西洞院通六角下る池須町408-1 北川ビル3階

TEL 075-251-1190 FAX 075-251-1194

<https://www.shaho-kyoto.or.jp/>

広報事業

●「社会保険きょうと」の発行（隔月）

日本年金機構及び全国健康保険協会と連携を図り、会員の皆様の必要な情報を掲載していきます。



●ホームページによる広報

内容をより充実したものにバージョンアップし、事務講習会、各施設の申込書も取り出せます。



●「協会のごあんない」パンフレット等の発行

契約宿泊施設の利用料金等詳しい内容を掲載しております。

健康啓発等事業

※協会会員であり、その年度の協会費を納入されている事業所様が対象です。

	実施月 等
ボウリング大会	京都市内、福知山で開催予定
ウォーキング	5回程度、実施予定
健康啓発DVDの貸出	通年

制度振興事業

●社会保険に関する図書・パンフレットの配付

●事務講習会の開催

内容については募集時に再度「社会保険きょうと」に掲載いたします。

福利厚生事業

※協会会員であり、その年度の協会費を納入されている事業所様が対象です。

ご利用にあたっては、利用補助券または施設利用会員証が必要です。利用補助券については利用開始月の2ヵ月前を目途に、「社会保険きょうと」に掲載いたしますのでご覧のうえ、お申し込みください。[会員証](#)表示のある施設のご利用には「施設利用会員証」が必要です。

割引契約施設

ホテルMOGANA(モガナ)	会員証	4月～翌年3月
東映太秦映画村	会員証	
日本スキー場開発グループ	会員証	
万葉倶楽部(神戸ハーバーランド温泉)	会員証	
関西サイクルスポーツセンター	会員証	
日帰り温泉(新潟県内6カ所)	会員証	随時斡旋
京都水族館		
海遊館		
大阪エキスポシティ「ニフレル」		
朽木こがわ溪流センター		
劇団四季		
新歌舞伎座		
吉本新喜劇		
松竹座		
亀岡運動公園プール(夏期)		
亀岡運動公園かめプーフィッシングパーク(夏期以外)		

年金受給者協会への支援

年金受給者等が組織し、福利厚生及び年金制度の普及発展を目的に活動している年金受給者協会を支援し、共に社会保険事業の円滑な運営を行っています。



「施設利用会員証」のご案内

メリット 1

利用1グループにつき、『会員証』1枚で同伴者も優待料金でご利用頂けます。

※施設により人数制限があります。
予約時等にご確認ください。

メリット 2

P.2～P.7の **会員証** 表示のある施設が
この『会員証』でご利用頂けます。



メリット 3

お申し込みを頂いた会員事業所様へ配付しますので、有効期間内（会員証到着時～2026年3月31日）であれば、何度でもご利用（再利用）頂けます。

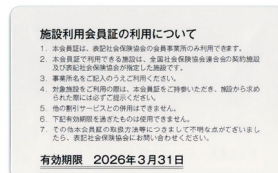
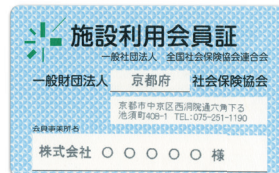
* 協会会員番号とは？

協会費の「払込取扱票」及び「社会保険きょうと」送付の封筒に記載されている6桁の番号です。

「会員証」申込方法

全国の社会保険協会の共同事業として、会員事業所様の便利と従業員の皆様の福利増進を目的として、ホテル等の契約施設を優待料金で利用できる「施設利用会員証」を発行しております。出張やご家族での旅行時などにご利用ください。

会員証を希望される場合は、申込書に必要事項をご記入いただき、FAXまたは郵送にてお申込みください。



※顧客専用電話番号・パスワード等につきましては、
「施設利用会員証」送付時に同封いたします。

施設利用会員証の利用について

1. 本会員証は、京都府社会保険協会の会員事業所のみ利用できます。
また、発行は1事業所につき3枚までとなります。（3枚以上必要な場合はご連絡ください。）
2. 本会員証で利用できる施設は、全国社会保険協会連合会の契約施設及び京都府社会保険協会が指定した施設です。
3. 事業所名をご記入の上、ご利用ください。
4. 対象施設をご利用の際は、本会員証をご持参いただき、施設から求められた際には必ずご提示ください。
5. 他の割引サービスとの併用はできません。
6. 有効期限を過ぎた会員証は使用できません。
7. 会員事業所に発行した施設利用会員証は、当該事業所において管理のうえご利用ください。

「施設利用会員証」申込書（コピー可）

会員整理番号

必要枚数
(1事業所3枚まで)

枚

事業所名称

事業所所在地 〒

事業所電話番号

宿泊施設

施設名	所在地	電話番号	利用料金
古 泉 閣	神戸市・有馬温泉	078-904-0731	「施設利用会員証」提示で宿泊料金・食事付日帰り入浴が10%割引
シーサイドホテル 舞子ビル神戸	神戸市垂水区	078-706-3711	「施設利用会員証」提示で宿泊料金(朝食付)が平日・日曜・祝日は11,240円が7,500円、 休前日は13,550円が10,000円
朝 野 家	美方郡湯村温泉	0796-92-1000	「施設利用会員証」提示で宿泊料金・食事付日帰り入浴が10%割引 ※休前日・年末年始・お盆・GWは割引除外
浜 坂 温 泉 保 養 荘	美方郡浜坂温泉	0796-82-3645	「施設利用会員証」提示で平日の夕食単価8,000円以上の宿泊料金が1,000円割引
ま き ば の 宿	美方郡新温泉町	0796-92-1005	「施設利用会員証」提示で宿泊料金の平日が10%割引、休前日と夏休み期間中は5%割引 ※年末年始・お盆・GWは割引除外
西村屋ホテル招月庭	豊岡市城崎町湯島	0796-32-3535	「施設利用会員証」提示で宿泊料金・日帰り入浴と食事が10%割引 ※休前日・年末年始・お盆・GWは割引除外 ※他の割引との併用は不可 ※宿へ直接申込の場合に適用
西 村 屋 本 館	豊岡市城崎町湯島	0796-32-2211	「施設利用会員証」提示で宿泊料金・日帰り入浴と食事が10%割引 ※休前日・年末年始・お盆・GWは割引除外 ※他の割引との併用は不可 ※宿へ直接申込の場合に適用

◆優待利用対象者

会員事業所に勤務されている被保険者とそのご家族

電話予約

会員証

◆利用方法

利用申込みの際、利用者が直接「社会保険協会の会員である」ことを告げ、利用日当日、「施設利用会員証」を携帯し、施設に提示してください。

◆対象施設

施設名	所在地	電話番号
ホテル琵琶レイクオーツカ	滋賀県大津市	077-596-1711

電話予約

会員証

◆優待内容

別紙「琵琶レイクオーツカの優待料金表」のとおり
「施設利用会員証」1枚につき4名まで(本人とその家族)

◆利用方法

利用者が、ホテルの予約専用電話0120-084-205により利用を申し込む。
その際、「社会保険協会の会員である」旨を告げる。
利用当日チェックイン時に、代表者は全社連発行の「施設利用会員証」を
施設フロントに提示する。

◆対象施設

施設名	所在地	電話番号
ホテルMOGANA(モガナ)	京都市中京区	075-606-5281

専用webサイト
or
電話予約

会員証

◆優待利用対象者

会員事業所に勤務されている被保険者とそのご家族ならびに同伴者

◆優待内容

1泊につき基本料金(1室料金)から20%割引

◆利用方法

電話予約の場合…

利用者が施設に直接「社会保険協会の会員である」ことを告げ、
利用当日「施設利用会員証」を携帯し、施設に提示してください。

ホームページでWEB予約の場合…

利用者が「MOGANA」公式ホームページから、特別宿泊割引対象プラン
である【スタンダード“YOSOOI”STAY】プランを選択。
利用当日「施設利用会員証」を携帯し、施設に提示してください。
「その他ご要望」欄に必ず「京都府社会保険協会」と入力してください。

<https://reserve.489ban.net/client/yadomogana/0/detail/34635>

*支払方法はいずれの場合も現地決済となります。

◆対象施設(2施設)

施設名	所在地	電話番号
奈良パークホテル	奈良県奈良市	0742-44-5255
信貴山観光ホテル	奈良県生駒郡	0745-72-4801

電話予約

会員証

◆優待利用対象者

会員事業所に勤務されている被保険者および同伴者4名まで

◆優待内容

宿泊料金が一般料金の10%引

◆利用方法

利用申込みの際、利用者が直接「社会保険協会の会員である」ことを告げ、
利用日当日、「施設利用会員証」を携帯し、施設に提示してください。

湯快リゾート

◆対象施設

全国30施設(所在地は「湯快リゾート」
公式ホームページでご確認ください)
<http://yukai-r.jp/>

電話予約

会員証

◆優待利用対象者

会員事業所に勤務されている被保険者とそのご家族

◆優待内容

湯快リゾートの公式ホームページ<http://yukai-r.jp/>で案内している宿泊
プラン(1泊2食付のみ)に適用。
1人あたり料金の施設:宿泊料金から通年、一律500円引き(大人料金のみ)。
除外日あり。

◆利用方法

利用者が「湯快リゾート」公式ホームページから直接予約してください。
利用当日「施設利用会員証」を携帯し、チェックイン時、
施設に提示してください。
<http://yukai-r.jp/>

*施設利用会員証1枚につき6名までご利用できます。

下記の場合は優待料金が適用されませんのでご注意ください

- 割引プランや他の優待券をご利用の場合、一部、優待から除外される商品があります。直接、施設にお問い合わせください。
- チェックイン時以降に「施設利用会員証」を提示の場合

◆対象施設(2施設)

施設名	所在地	電話番号	利用料金
湯 多 利 の 里 伊 那 華	長野県下伊那郡	0265-43-2611	http://inaka-hirugami.jp
お 宿 山 翠	長野県下伊那郡	0265-43-2811	http://sansui-hirugami.jp

専用webサイト
or
電話予約

会員証

◆優待利用対象者

会員事業所に勤務されている被保険者とそのご家族

◆優待内容

宿泊及び日帰りプラン正規料金の10%引

◆利用方法

利用者が、電話またはインターネットにより直接施設に利用を申し込む。
その際、「社会保険協会の会員である」ことを告げ、利用当日「施設利用
会員証」を携帯し、施設フロントに提示してください。

◆対象施設

施設名	所在地	電話番号
ホ テ ル 神 の 湯 温 泉	山梨県甲斐市	0551-28-5000

◆優待利用対象者

会員事業所に勤務されている
被保険者とそのご家族

電話予約

会員証

◆優待内容

宿泊、宴会、日帰り温泉利用料の10%引
(年末年始・夏季・ゴールデンウィーク等特別期間を除く。
他の割引、他のサービスとの併用不可)

◆利用方法

利用者が、電話により直接施設に利用を申し込み、利用当日、代表者は「施
設利用会員証」を携帯し、施設フロントに提示してください。

◆対象施設(3施設)

施設名	所在地	電話番号
① ハ 戸 パ ー ク ホ テ ル	青森県八戸市	0178-43-1111
② グ ラ ン ド サ ン ピ ア ハ 戸	青森県八戸市	0178-23-5151
③ ホ テ ル ニ ュ ー キャ ス ル	青森県八戸市	0172-36-1211

電話予約

会員証

◆優待利用対象者

会員事業所に勤務されている被保険者とそのご家族

◆優待内容

- ①宿泊料金の15%引(ゴールデンウィーク・7/31～8/6・シルバーウィーク
・12/30～1/3を除く)
- ②1泊2食付きは1,000円引き、1泊朝食付きは500円引。(金・土・祝前日・
ゴールデンウィーク・年末年始・夏期間を除く)
- ③正規室料の10%引(さくら祭り期間・ねぶた祭り期間を除く)

◆利用方法

利用者が、電話により直接施設に利用を申し込み、利用当日、代表者は「施
設利用会員証」を携帯し、施設フロントに提示してください。

◆対象施設(2施設)

施設名	所在地	電話番号
じ ょ ん の び 村 萬 歳 楽	新潟県柏崎市	0257-41-2222
ニューグリーンピア津南	新潟県中魚沼郡	0178-23-5151

電話予約

会員証

◆優待利用対象者

会員事業所に勤務されている被保険者とそのご家族

◆優待内容

宿泊料金が一般料金の10%引

◆利用方法

利用申込みの際、利用者が施設に直接「社会保険協会の会員である」こと
を告げ、利用当日「施設利用会員証」を携帯し、施設に提示してください。

ホテル法華クラブグループ

◆対象施設(18 施設)

ホテル法華クラブグループ	所在地	電話番号
ホテル法華クラブ 札幌	北海道札幌市中央区	011-221-2141
ホテル法華クラブ 函館	北海道函館市	0138-52-3121
ホテル法華クラブ 新潟長岡	新潟県長岡市	0258-30-3151
ホテル法華クラブ 湘南藤沢	神奈川県藤沢市	0466-27-6101
ホテル法華クラブ 京都	京都府京都市下京区	075-361-1251
ホテル法華クラブ 大阪	大阪府大阪市北区	06-6313-3171
ホテル法華クラブ 広島	広島県広島市中区	082-248-3371
ホテル法華クラブ 福岡	福岡県福岡市博多区	092-271-3171
ホテル法華クラブ 熊本	熊本県熊本市中央区	096-322-5001

◆優待利用対象者

会員事業所に勤務されている被保険者とそのご家族

◆優待内容

割引料金はホテルによって異なります。

◆利用方法

利用申込みの際、利用者が施設に直接「社会保険協会の会員である」ことを告げ、利用当日「施設利用会員証」を携帯し、施設に提示してください。

電話予約

会員証

割引料金はホテルによって異なります。 当協会ホームページでご確認いただけます。

船員保険会

◆対象施設(4 施設)

施設名	所在地	電話番号
鳴子やすらぎ荘	宮城県大崎市	0229-87-2121
箱根嶺南荘	神奈川県足柄下郡	0460-82-2898
やいづマリンパレス	静岡県焼津市	054-629-1011

◆優待利用対象者

会員事業所に勤務されている被保険者とそのご家族

電話予約

会員証

◆優待内容

一泊二食の利用にのみ適用。
一般料金から通常1,000円引。土曜日・祝前日は500円引。
年末年始、ゴールデンウィーク、お盆休み、シルバーウィーク期間は対象外。
対象外期間の詳細は、直接施設にお問い合わせください。

◆利用方法

一泊二食の利用申込みの際、利用者が施設に直接「社会保険協会の会員である」ことを告げ、利用当日「施設利用会員証」を携帯し、施設に提示してください。

高輪・品川プリンスホテルグループ

◆対象施設(4 施設)

高輪・品川プリンスホテルグループ	所在地
グランドプリンスホテル 高輪	東京都港区
グランドプリンスホテル 新高輪	東京都港区
ザ・プリンス さくらタワー 東京	東京都港区
品川プリンスホテル	東京都港区

◆優待利用対象者

会員事業所に勤務されている被保険者とそのご家族

電話予約

◆優待内容

正規宿泊料金の最大70%引。
その他レストラン等の施設割引あり。

◆利用方法

施設ごとの顧客専用電話でのみ優待予約可能。
専用電話番号につきましては、当協会へお問い合わせしてください。
〈専用電話受付時間〉平日 9:00～20:00 土日 9:30～18:00
予約時の契約団体名は「京都府社会保険協会」。
利用時「施設利用会員証」の携帯は必要ありません。

プリンスホテル優待プラン

◆対象施設

全国のプリンスホテル・スキー場・ゴルフ場等

専用webサイト
or
電話予約

◆優待利用対象者

会員事業所に勤務されている被保険者とそのご家族

会員証

◆優待内容

専用Webサイトに優待プランを掲載。
(当協会ホームページより申込みできます)

◆利用方法

- ①利用者は、京都府社会保険協会に連絡し、専用Webサイトのパスワードを聞いてください。
- ②利用者は、専用Webサイトにアクセスし、Webサイト内、または予約センターへの電話(0120-33-8686 もしくは0570-02-8686)により、予約をしてください。
〈電話受付時間〉9:30～20:00
- ③予約時の契約団体名は事業所名ではなく、「京都府社会保険協会」。
- ④宿泊利用時のみ当日、代表者は「施設利用会員証」を携帯し、施設に提示してください。

HMIホテルグループ

◆対象施設

全国42施設
(所在地は「HMIグループ」ホームページでご確認ください)

<http://www.hmi-hotel.co.jp/>

◆優待利用対象者

会員事業所に勤務されている被保険者とそのご家族

◆優待内容

一般料金の3～15%引(一部対象外あり)

◆利用方法

専用webサイト内のみでの予約となります。(施設利用会員証の携帯は不要)

* HMIホテル公式ホームページ
(<http://www.hmi-hotel.co.jp/>)の専用webサイト

法人会員様ご優待プラン
(<http://www.hmi-hotel.co.jp/hojin/>)→「法人会員の方はこちら」へログイン後(ユーザー登録が必要)に優待プランを掲載しています。詳細につきましては当協会ホームページの[会員専用ページ](#)でご確認ください。

専用webサイト

会員専用ページ

ログインするには、IDとパスワード(PW)が必要です。IDとPWのお問い合わせは当協会までご連絡ください。

〈電話〉(平日9:00～17:00)

075-251-1190

亀の井ホテル

◆対象施設(30 施設)

亀の井ホテルグループ	所在地	電話番号
亀の井ホテル 一関	岩手県一関市	0191-29-2131
亀の井ホテル 大洗	茨城県東茨城郡	029-267-3191
亀の井ホテル 潮来	茨城県潮来市	0299-67-5611
亀の井ホテル 塩原	栃木県那須塩原市	0287-32-2845
亀の井ホテル 栃木喜連川温泉	栃木県さくら市	028-686-2822
亀の井ホテル 寄居	埼玉県大里郡	048-581-1165
亀の井ホテル 鴨川	千葉県鴨川市	047-092-1231
亀の井ホテル 九十九里	千葉県旭市	0479-63-2161
亀の井ホテル 青梅	東京都青梅市	0428-23-1171
亀の井ホテル 熱海(本館)	静岡県熱海市	0557-83-6111
亀の井ホテル 熱海(別館)	静岡県熱海市	0557-83-6111
亀の井ホテル 伊豆高原	静岡県熱海市	0557-51-4400
亀の井ホテル 焼津	静岡県焼津市	054-627-0661
亀の井ホテル 知多美浜	愛知県知多郡	0569-87-1511
亀の井ホテル 鳥羽	三重県鳥羽市	0599-25-4101

亀の井ホテルグループ	所在地	電話番号
亀の井ホテル 福井	福井県福井市	0776-36-5793
亀の井ホテル 彦根	滋賀県彦根市	0749-22-8090
亀の井ホテル 富田林	大阪府富田林市	0721-33-0700
亀の井ホテル 大和平群	奈良県生駒郡	0745-45-0351
亀の井ホテル 奈良	奈良県奈良市	0742-33-2351
亀の井ホテル 紀伊田辺	和歌山県田辺市	0739-24-2900
亀の井ホテル 有馬	兵庫県神戸市	078-904-0951
亀の井ホテル 赤穂	兵庫県赤穂市	0791-43-7501
亀の井ホテル 淡路島	兵庫県淡路市	0799-82-1073
亀の井ホテル セとうち光	山口県光市	0833-78-1515
亀の井ホテル 観音寺	香川県観音寺市	0875-27-6161
亀の井ホテル 高知	高知県吾川郡	088-892-1580
亀の井ホテル 玄界灘	福岡県北九州市	093-741-1335
亀の井ホテル 柳川	福岡県柳川市	0944-72-6295
亀の井ホテル 阿蘇	熊本県阿蘇市	0967-22-1122

◆優待利用対象者

会員事業所に勤務されている被保険者とそのご家族

◆優待内容

亀の井ホテルの公式ホームページ<https://kamenoi-hotels.com/>で案内している一泊夕・朝(昼)食付きプランにのみ適用。

割引除外プランあり。

詳細は、利用者が直接施設に問い合わせる。

「亀の井ホテル別府」「亀の井ホテル奥日光湯元」は対象外。

一泊につき500円引(未就学児の優待はなし)。他の優待との併用は不可。

年末年始、ゴールデンウィーク、地域行事など、施設により割引除外日あり。

詳細は、利用者が直接施設に問い合わせる。

◆利用方法

- ・利用者が、電話により直接施設に利用を申し込む。
- ・その際、「社会保険協会の会員である」旨を告げる。
- ・利用当日、代表者は全社連発行の「施設利用会員証」をチェックイン時に施設フロントに提示することにより、1枚につき4人までの優待を受ける。チェックイン後の申告については、優待を適用しない。
- ・代表者は従業員本人であること。

* 以下の場合には優待料金が適用されませんのでご注意ください。

- ・施設の利用時に施設利用会員証の提示がなかったとき
- ・1泊2食(夕食及び朝食又は昼食)未満の商品の利用
- ・6歳以下(小学生を除く)の利用
- ・施設が定めた繁忙期又は特別日の利用(施設に直接お問い合わせください)
- ・福利厚生企業が提供するサービス(各種優待、予約手配)を受ける場合

電話予約

会員証

◆家庭用常備薬等の割引斡旋(年2回: 8月、12月)

当協会会員事業所に勤務されている被保険者とそのご家族の皆様の疾病予防や健康管理にお役立ていただけるように家庭用常備薬等の斡旋を実施しております。

※詳細につきましては配布時のチラシをご覧ください。



◆業務災害補償制度として賠償補償と定額補償のダブル補償を導入しております。

本制度の主な特徴

- 1 業務中に被ったケガにつき、労災保険の給付決定を待たずに保険金が受取れます。
- 2 天災によるケガも補償対象
- 3 保険料水準は、一般の契約対比最大約56%割引

※お申込み方法は当協会までお問い合わせください。

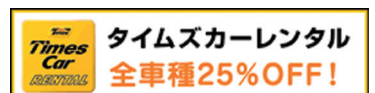


ホームページより申込み分

◆タイムズカーレンタル

タイムズカーレンタルの会員様優待サービスのお知らせ

当協会会員であればレンタカー全車種が通常料金の**25%OFF**で利用できます。申込方法は協会ホームページ内の専用バナーをクリックして予約手続きを行ってください。尚、電話・来店による予約・利用については適用されませんのでご了承ください。



年金事務所一覧

名称	管轄区域	住所	電話番号
上 京	北区 上京区 左京区	〒603-8522 京都市北区小山西花池町1-1 サンシャインビル2・3階	075-415-1165
中 京	中京区 東山区 山科区	〒604-0902 京都市中京区土手町通竹屋町下ル銚田町287	075-251-1165
下 京	下京区 南区	〒600-8154 京都市下京区間之町通下珠数屋町上ル榎木町308	075-341-1165
京都南	伏見区 宇治市 城陽市 八幡市 京田辺市 木津川市 久世郡 綴喜郡 相楽郡	〒612-8558 京都府京都市伏見区竹田七瀬川町8-1	075-644-1165
京都西	右京区 西京区 亀岡市 向日市 長岡京市 南丹市 乙訓郡 船井郡	〒615-8511 京都市右京区西京極南大入町81	075-323-1170
舞 鶴	舞鶴市 福知山市 綾部市 宮津市 京丹後市 与謝郡	〒624-8555 京都府舞鶴市南田辺50-8	0773-78-1165

自動音声案内 の番号	課室名	業務内容
①	お客様相談室	年金の請求やお受取りに関するご相談
②	国民年金課	国民年金の加入、国民年金保険料の納付・免除手続きなどのご相談
③	厚生年金適用調査課	健康保険・厚生年金保険の資格や報酬、事業所の新規加入手続きなどのご相談
④	厚生年金徴収課	健康保険・厚生年金保険の保険料のご相談
⑤	その他	その他のご用件のとき

届書等は直接事務センターへ送付をお願いします！

【事務センターへご提出していただくメリット】

年金事務所でお預かりした届書等は、事務センターで、届書の審査・入力処理・発送業務を一括して行っています。届書等を事務センターへ直接ご提出（※）していただくことにより、少しでも早くお客様のお手元に健康保険被保険者証や通知書等のお届けが可能となります。

※京都府の届書等送付先（郵便番号と事務センター名のみで届きます）

〒600-8642 日本年金機構 京都事務センター 行

※事務センターでは郵送受付のみ行っております。来訪による受付は行っておりません。電話・来訪によるお問い合わせは、管轄の年金事務所へお願いします。

ねんきんダイヤル	年金相談に関する一般的なお問い合わせ	0570-05-1165 （ナビダイヤル） 050で始まる電話でおかけになる場合は 03-6700-1165 （一般電話）
ねんきん加入者ダイヤル	年金の加入に関する一般的なお問い合わせ ※週の初日は混雑が予想されます。 〈受付時間〉月曜日から金曜日 午前8時30分から午後7時 第2土曜日 午前9時30分から午後4時 ※休日（第2土曜日を除く）、12月29日から1月3日はご利用いただけません。	国民年金加入者向け 0570-003-004 （ナビダイヤル） 050で始まる電話でおかけになる場合は 03-6630-2525 （一般電話） 事業所、厚生年金加入者向け 0570-007-123 （ナビダイヤル） 050で始まる電話でおかけになる場合は 03-6837-2913 （一般電話）
ねんきん定期便・ ねんきんネット専用番号	「ねんきん定期便」・「ねんきんネット」に関するお問い合わせ	0570-058-555 （ナビダイヤル） 050で始まる電話でおかけになる場合は 03-6700-1144 （一般電話）
来訪相談のご予約 「予約受付専用電話」	週の初日は混雑が予想されます。 予約相談希望日の前日まで受け付けています。 〈受付時間〉月曜日から金曜日（平日）：午前8時30分から午後5時15分 ※土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日はご利用いただけません。	0570-05-4890 （ナビダイヤル） 050で始まる電話でおかけになる場合は 03-6631-7521 （一般電話）

全国健康保険協会 京都支部

〒604-8508 京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町634
カラスプラザ21 1階

音声ガイダンスのご案内

〈代表電話番号〉 **075-256-8630** 受付時間 8:30～17:15
（土日祝日、年末年始を除く）

自動音声案内に従って番号を押してください。

① 保険証の発行、限度額適用認定証、退職後の健康保険（任意継続）、健康保険の各種給付金	② 保険証の返却、医療費の返納金、負傷原因届、医療費のお知らせ、第三者行為（交通事故等）、医療機関・薬局のレセプト	③ 生活習慣病予防健診、特定保健指導、特定健診	④ 総務、健康保険委員、広報、保険料率、インターネットサービス、個人情報開示、ジェネリック医薬品、健康経営、評議会	⑤ 担当がわからない場合
直通番号 075-256-8631	直通番号 075-256-8634	直通番号 075-256-8635	直通番号 075-256-8636	

すべての申請は郵送でお手続きができます

申請書はホームページより印刷することができます

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>

協会けんぽ

検索